

未来



全労協・郵政産業労働者
ユニオン長崎中郵支部
機関紙・「みらい」
NO. 4017
19年12月20日(金)
Tel・Fax 095-828-1953

年繁と働き方改革

おはようございます。

18日、かんぽ生命保
険の不正販売問題で、日
本郵政とかんぽ生命、日
本郵便の3社の社長が記
者会見を行いました。

この中で日本郵政の長
門社長は、問題を調査し
ていた特別調査委員会に
よる報告書を受け、「社員
にコンプライアンス（法
令順守）の意識を徹底さ
せ、失った信頼の回復を
図る」と語りました。し
かし、2時間強で強制的
に会見を打ち切ったこと
から、経営改革への意欲
の乏しさを際立たせた、
とまで報道されました。

今後は金融庁から保険
業法に基づく業務停止命
令などの行政処分が出さ
れる見通しとも報道され
ています。

かんぽ生命（実際に販
売を受け持った日本郵便
も）が再生できるかどう
かの一里塚です。この問

題は「地域の皆様からの
郵便局への信頼」を基に
した悪質な行為であり、
全ての郵便局員に関係す
る大問題です。

さて年末始繁忙ですが、
最初の山となるお歳暮繁



忙がほぼピークを越えま
した。組合への説明では、
今年のゆうパックの取り
扱いは対前年度比10
2%でした。要員不足の
中、昨年よりも多いゆう

「働き方改革」の実現に向けての7つの具 体的な取組み

- (1) 長時間労働の是正 (2) 非正規雇用の
待遇差改善 (3) 柔軟な働き方ができる環
境づくり (4) ダイバーシティの推進 (5)
賃金引き上げと労働生産性向上 (6) 再就
職支援と人材育成 (7) ハラスメント防止
対策

パックをどうやって捌く
のかと不安でしたが、大
きな事故も。4時間を超
えるような超勤もなかつ
たようでほっとしました。
皆さん大変お疲れ様でし
た。

しかし一日での長時間
の超勤はなかったとはい
え、社員の累積超勤数は
積みあがっています。多
い社員では、すでに30
時間に達するとも聞きま
した。

それまで日勤者と夜勤
者の二人で行っていた業
務を、中勤者一人で行っ
ている現状では、中勤者
の超勤がかさむのは仕方
がない事です。また業務
特有の問題で、ゆうパッ
ク配達に精通している社
員ほどハードワークとな



っています。
周知では、このような
現状を無視しているのか
一月当たり45時間の上

限規則を超えない」特
別条項は使用しないと説
明があつていま

今年4月1日
より順次施行さ
れている「働き方
改革関連法」（表
中の「働き方改
革」の実現に向



また原則の
月45時間を
超えることが
できるのは、年
6か月までと
なっています。

この法律は、「長時間
労働の是正」、「正規・
非正規の 不合理な処遇
差の解消」、「多様な働
き方の実現」という3つ
が柱になっています。こ
の中の(1) 長時間労働
の是正についておさら
いをする

働き方改革の中では、
時間外労働の上限につい
て「月45時間、年36
0時間」を原則とし、臨
時的な特別の事情がなけ
れば、これを超えること
はできなくなります。

尚、臨時的な特別の事
情があつて労使が合意す
る場合でも、時間外労働
は年間720時間以内
(時間外労働+休日労

さて、日本郵便の場合、
年末始繁忙期は臨時的な
特別の事情になるのでし
ようか？今年のゆうパッ
クの取り扱い対前年度
比102%なので、ほぼ
例年通りです。また特別
集中した日もなかったで
す。と言うことは、超勤
がかさんでいるのは、要
員不足のためや適切な業
務指示がないため、一部
の社員に偏るのが原因と
言え、臨時的な特別の事
情ではありません。

残る日には、今日を
含め、12日間です。マ
ネジメント力を発揮し4
5時間を超えないように
するのか、それとも最終
的には特別条項を使用す
るのかユニオンとしても
注視していかなければな
りません。

期間雇用パート労働者の皆さん！ 困りごとは職場の郵政ユニオンへご相談を。
1集-海江田, 2集-向井, 3集-山田, 支部・分会の役員へ。

仲間と競争せず、弱い立場の人と共に団結して闘おう。

期間雇用社員の希望を真の正社員化を。

なぜか、均等労働、なにか差別！

ユニオンは労基法裁判に勝利したぞ！